

## 守口市いきいきシニアMAP ガイドライン (利用に関する注意事項)

守口市いきいきシニアMAP(以下、当サイトとする)は、守口市が運営しています。当サイトを利用される場合は、以下の注意事項に関して、ご確認の上ご利用ください。本利用に関する注意事項は、予告なく変更することがあります。

### 掲載対象の活動、事業、施設

利用者の自立を助長するための活動又は日常生活上の便を図るための事業または施設であること。

※以下は例示であり、高齢者の自立支援や生活の利便性向上に資すると市が認めるものは幅広く対象とします。

#### (1) 体操・運動

- ・体操、スポーツ、ウォーキングなどの活動

#### (2) 交流(サロン・カフェなど)

- ・サロン、脳トレ、認知症カフェなどの活動・交流の場

#### (3) 趣味(手芸・書道・カラオケなど)

- ・手芸、音楽、麻雀、踊りなどの活動

#### (4)活動の場

- ・ジム、スポーツクラブ、レンタルスペースなどの活動できる場

#### (5)ボランティア

#### (6)生活支援

- ・買物の支援(移動販売、宅配、買物代行)
- ・食事の支援(配食、会食)
- ・家事の支援(掃除、洗濯、調理、片付けなど)
- ・移動の支援(通院や買物等のための送迎、同行)
- ・見守り・安否確認
- ・電球交換や家具の移動などの軽微な日常生活上の手伝い
- ・訪問美容理容
- ・福祉用具(自費)

#### (7)通所型活動 B(支援型)

#### (8)その他

- ・スマートフォン・パソコン等のデジタル機器の操作支援(契約を条件としないものに限る)
- ・その他、高齢者の地域における自立した生活を支える活動

## ■サイトについて

- ・当サイトの地図情報は、利用している Google 社のデータベースに準じますので、ピン位置が正確でない場合があります。またマップの利用規約も Google 社の利用規約に準じますので転用などは控えてください。
- ・利用されるパソコンやスマートフォン、ブラウザ等の環境(バージョン)により、当サイトが正常に閲覧できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・当サイトは、予告なしにその情報や URL を変更し、又は削除する場合があります。また、当サイトの全部又は一部について、メンテナンス等の理由により配信の中断、中止を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

## ■掲載情報について(掲載・検索)

- ・守口市は、当サイトに掲載されている内容等について細心の注意を払っておりますが、情報の掲載、更新は提供元から情報提供をいただいた際に行っておりますので、内容が最新のものであるかについてを保証をするものではありませんので、予めご注意ください。
- ・守口市は、掲載者および利用者が当サイトの情報を用いて行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。直接・間接的な理由を問わず、当サイトを利用したことにより発生した損害・損失についても一切の責任を負いません。
- ・当サイトから、リンクやバナーによって他のホームページに移動される場合がありますが、移動された先のホームページ内容の真偽等につきまして守口市は一切責任を負いません。

## ■掲載事業者の要件

前条に関わらず以下のすべてを満たすものであり、また掲載内容に関わらず活動内容等が以下に反する内容でないこと。

- (1)本ガイドラインに即した活動・事業であること。
- (2)対象者を不当に限定せず、広く受け入れ可能であること。(ただし、活動の特性上、対象地域や利用条件等を設ける場合は、その内容を明確に表示すること)
- (3)政治活動、宗教活動又はそれに類する勧誘行為を目的とした内容でないこと。
- (4)介護保険制度における保険給付サービスではないこと。
- (5)医療行為またはそれに類する内容でないこと。
- (6)利用者の自立に資する活動を行い、過度なサービス提供など自立を阻害する行為を行わないこと。
- (7)金融資産、不動産等の売買、賃貸借等に係る内容またはその斡旋、仲介を行う内容でないこと。
- (8)直接的な物品の売買に係る内容の掲載でないこと。
- (9)有償である場合は、高齢者にもわかりやすいようその料金等をあらかじめ明示し、それ以外の追加料金が発生しないこと。発生しうる場合は、その条件と金額も明示すること。
- (10)利用者の判断能力の低下に乗じるなどして、高額な物品の販売や、途中解約が著しく困難な、又は高額な違約金が発生する定期契約を求めないこと。
- (11)個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、利用者の個人情報を適切に取り扱うこと。

- (12)反社会的勢力と一切の関係を有さず、また、それらの勢力を利用しないこと。
- (13)本市は掲載内容等について、一切の責任を負わず、またそれらによって発生するいかなる利害関係、紛争に関与せず、利用者等からの求めがあった際には当事者間でそれらの全てを解決する必要があることを理解していること。
- (14)本市が利用者の実態調査や利用者からの相談に基づく事実確認等を行う際は、誠実に調査に協力すること。
- (15)掲載内容に変更が生じた場合、又は事業を廃止した場合は、速やかに本市に届け出ること。
- (16)本要件への違反が判明した場合や、利用者からの苦情が多発し改善が見られない場合など、本市が掲載事業者として不適当と判断した際には、掲載を取り消すことに同意すること。

## ■登録について

### ・当サイトへの登録方法について

カテゴリー	活動詳細	登録方法
(1) 体操・運動	・体操、スポーツ、ウォーキングなどの活動 ・介護予防教室	・守口市いきいきシニア MAP 登録用紙 ・生活支援コーディネーターへ提出
(2) 交流(サロン・カフェなど)	・サロン、脳トレ、認知症カフェなどの交流の場	
(3) 趣味(手芸・書道・カラオケなど)	・手芸、音楽、麻雀、踊りなどの活動	
(4) 活動の場	・ジム、スポーツクラブ、レンタルスペースなどの活動できる場	
(5) ボランティア	ボランティア活動	・守口市いきいきシニア MAP 登録用紙 ・生活支援コーディネーターへ提出
(6) 生活支援	・買物の支援(移動販売、宅配、買物代行など) ・食事の支援(配食、会食など) ・家事の支援(掃除、洗濯、調理、片付けなど) ・移動の支援(通院や買物等のための送迎、同行など) ・見守り・安否確認 ・電球交換や家具の移動などの軽微な日常生活上の手伝い ・訪問美容理容 ・福祉用具(自費)	・ホームページ 登録申請フォーム

(7)通所型活動 B(支援型)		・守口市いきいきシニア MAP 登録用紙 ・生活支援コーディネーターへ提出
(8)その他	・スマートフォン・パソコン等のデジタル機器の操作支援(契約を条件としないものに限る) ・その他、高齢者の地域における自立した生活を支える活動	

### 登録方法①

守口市いきいきシニア MAP 登録用紙を活用・・・(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)

- ①登録希望した場合、第2層生活支援コーディネーターに連絡。
- ②登録用紙を記入し第2層生活支援コーディネーターに提出。
  - ・希望があれば、メールにてお渡しします。
  - ・記入に苦慮される場合、第2層生活支援コーディネーターがお手伝いします。
- ③第2層生活支援コーディネーターが記入内容を守口市いきいきシニア MAP に登録します。
- ④市が内容を確認し、第2層生活支援コーディネーターより掲載の可否をお知らせいたします。

### 登録方法②

ホームページの登録申請フォームを活用・・・(6)

- ① 登録希望した場合、守口市ホームページ「生活支援サービスの登録」検索
- ② ホームページの説明に従って申請フォームに入力し登録します。
- ③ 市が内容を確認し、掲載の可否についてはメールにてご連絡いたします。

### 変更・廃止方法①・・・(1)(2)(3)(4)(5)(7)(8)

- ① 変更・廃止希望の場合、第2層生活支援コーディネーターに連絡。
- ② 第2層生活支援コーディネーターが変更・廃止内容を守口市いきいきシニア MAP に入力します。
- ③ 市が内容を確認し、必要に応じて、第2層生活支援コーディネーターより連絡いたします。

### 変更・廃止方法②・・・(6)

ホームページの変更・廃止申請フォームを活用

- ① 変更・廃止希望の場合、守口市ホームページ「生活支援サービスの登録」検索
- ② ホームページの説明に従って変更・廃止申請フォームに入力し登録します。
- ③ 市が内容を確認し、必要が生じた場合は、メールにてご連絡いたします。

### ■チラシの配架

本市高齢介護課前のラックへのチラシの配架及び地域包括支援センターへの配布を希望する場合は、チラシの現物と配架依頼書を提出すること。

- 2 配架が適当であると認められたときは配架するチラシの現物最大 30 枚と地域包括支援センターに配布を希望する場合、地域包括支援センター分 18 枚を本市に提出すること。

- 3 配架はカテゴリーごとのスペースが開いたところに本市が配架する。配架期間は暦月で最大2か月とし、配架期間経過または配架したチラシがなくなったときは配架終了とする。
- 4 チラシは A4 サイズ・裏表印刷可。ラックが縦置きラックであるため、チラシの見える部分は前面10センチ程度となる。

#### ■補助金について

・守口市では、以下の活動に対して、補助金交付事業があります。

補助金申請を行う場合、守口市いきいきシニア MAP 登録に理解を得た上で、申請の手続きとなります。

①通いの場：守口市地域介護予防活動支援事業補助金

②認知症カフェ：守口市認知症カフェ運営補助金

※補助金に関する詳細内容は、HP 掲載

利用者は、本ガイドラインを十分理解し承認して利用してください。

該当する禁止行為がなされたことを知ったとき、又は該当する行為がなされるおそれがあるときは、守口市の判断で事前の通知なく、情報の削除およびアカウントを停止する場合があります。